

K-Report

2019年 2月 1日発行
第 9巻 第 2号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 追加給付問合せ専用ダイヤルが開設

賃金や労働時間の動向を把握する厚生労働省の「毎月勤労統計」の不適切な調査問題で、統計を基に算定した雇用保険の失業給付や労災保険などの過少支給の対象者が延べ2,015万人、総額は530億円超にも上ることが明らかとなり、連日報道で大きく取り上げられています。これについて、厚生労働省は「毎月勤労統計調査に係る雇用保険、労災保険等の追加給付について」を発表し、基本的な対応方針等を示しました。

【追加給付の対象となる可能性がある方（一部抜粋）】

（1）雇用保険関係

- ・ 次の給付を**2004年8月以降**に受給された方
⇒ 基本手当、再就職手当、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、教育訓練支援給付金、就職促進手当 等
- ・ 一つの受給期間を通じて一人当たり平均約1,400円の追加支給見込み

（2）労災保険関係

- ・ 次の給付を**2004年7月以降**に受給された方
⇒ 傷病（補償）年金、障害（補償）年金、遺族（補償）年金、休業（補償）給付、休業特別支給金、遺族特別一時金 等
- ・ 年金給付（特別支給金を含む）：一人当たり平均約9万円の追加支給見込み
- ・ 休業補償（特別支給金を含む）：一人一ヶ月当たり平均約300円の追加支給見込み

（3）事業主向け助成金

- ・ 雇用調整助成金の支給決定の対象となった休業等期間の初日が**2004年8月から2011年7月までの間及び2014年8月以降**であった事業主 等
- ・ 雇用調整助成金等：対象件数延べ30万件の見込み

（4）基本的対応方針 ※1

- ・ 2004年以降追加給付が必要となる対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を実施。
- ・ 本来の額よりも多くなっていた方には、返還は求めない。

（※1）

住所地データの残っている方や事業主については、システム改修等の準備が整い次第、雇用保険関係・労災保険関係は本人宛てに、助成金関係は事業所宛てに郵送で案内がされる予定です。
右記期間に該当する場合は、今後の手続に役立つ可能性がありますので、受給資格者証や決定通知書等、受給時に受け取られた書類は破棄せずお手元で保管していただくことをお勧めします。

2. 労務管理の基礎知識

■ 短時間労働者（パートタイム労働者）

（※2）

有期労働契約については、労働者を使用する目的に照らし、必要以上に短い期間を定めることにより、その労働契約を反復して更新することのないよう配慮しなければならぬこととされています。

（労働契約法第17条第2項）

⑤ 有期労働契約 （※2）

労働契約の期間を定める場合には、原則として3年（満60歳以上の労働者との契約については5年）以内としなければなりません。短時間労働者で一定の期間を定めて雇用される場合には、期間の定めのある契約（有期労働契約）としてこの規制の対象となります。

⑥ 待遇の原則

事業主が雇用する短時間労働者の待遇と通常の労働者の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはなりません。これは、広く全ての短時間労働者を対象とした待遇の原則の規定です。

⑦ 差別取扱いの禁止

短時間労働者であっても、「通常の労働者と同視すべき労働者」については、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について差別的に扱うことが禁止されています。

この場合の「通常の労働者と同視すべき労働者」とは、通常の労働者と①職務内容が同じ、②人材活用の仕組みや運用などが全雇用期間を通じて同じ短時間労働者をいいます。

3. 所長コラム

■ 第二の消えたお金問題



様々な根拠になる国の統計が嘘だったというのは大問題。しかも、不正なデータを補正するために必要な基礎資料のうち、2004～2011年分が紛失や廃棄されていたことも判明しています。

毎月勤労統計調査で全数調査するところを抽出調査で行い、その事案を隠蔽していた問題で、追加給付対象者は延べ2,015万人に及ぶ。但し、1千万人以上は住所が把握できず、死亡した人もいる。政府内からも全員に支給し直すのは「不可能」の声が出ている。

統計への信用ばかりか、国民のセーフティネットへの信頼を揺るがす重大な問題だ。経緯を解明し、責任の所在を明確にするべきだが、この国の行政は首のすげ替えで終わらせるだけ。

12年前に発覚した「消えた年金」問題では、約4千億円の経費をかけながら、誰のものか分からなくなった約5千万件のうち4割が解明されていない。またこうした同じことを繰り返すことになるだろう。

深刻なのは、不正を認識しながら、表面化しないように隠蔽したことだ。

統計作業要領は03年に作成され、「500人以上の事業所が東京都に集中し、全数調査にしなくても精度が確保できる」と書かれていたが、15年調査向けの作業要領から、この記述を消し隠蔽した。

「嘘つきは泥棒の始まり」「嘘八百」この問題は、「嘘から出た真」にはならない。